



二次保育ご利用上の補助金に関するお知らせ

日頃はお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。さて表題の件になりますが、インターナショナルスクールまたは幼稚園をご利用されている小学生未満のお子さまで、二次的に当スクールの一時預り、After School, Day Camp をご利用いただいている場合、保育無償化による補助金交付の対象となります。

交付には保育認定を受けていただく必要があります。補助額等の内容も各ご家庭のご事情により異なりますので、詳しくはお住まいの市区町のこども課等へお尋ねください。

補助金のご申請は概ね3ヵ月ごとの申請となり、PV International School での一時預り、After School, Day Camp 等も対象でご精算時にお渡ししております領収証および利用明細の領収額の証明等が必要となります、関係書類は必ず大切に保管をお願いします。

3ヵ月ごとの申請書類作成時には必ず利用明細や領収証を添えて作成のご依頼を下さいますよう申し上げます。領収金額は提示書類を基に作成させていただきます。当方で利用歴の振返りはいたしませんのでご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

ご不明な点・ご質問につきましてはご遠慮なくお尋ねくださいませ。